

技能実習生の失踪者の割合について

失踪の報告のあった技能実習生数 (人)

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	合計
498	785	1,507	1,147	1,236	5,173

(法務省データ)

技能実習移行者数 (人)

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	合計
12,395	16,113	19,225	20,822	26,488	32,394	127,437

(法務省データ)

- 平成13年から平成17年までに報告のあった技能実習生のうち、失踪者数は5,173人。
- これに対し、当該期間に失踪者となる可能性のあった技能実習生の累計、すなわち、平成12年から平成17年までの技能実習移行者に係る累計は、12万7,437人。
- これを分母とすれば、失踪者の割合は4.1%となり、約96%の技能実習生が失踪等をせずに帰国していると言える。

企業単独型と団体管理型の研修生の要件

	研修生の要件	受入れ機関		
企業単独型	・ 送出し国の現地法人・合併企業の常勤職員	⇒	左記の親企業	
	・ 送出し国の引き続き1年以上または過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員	⇒	左記企業と相当の取引のある企業	
	・ 送出し国の公務員、中央銀行職員、国際機関職員等	⇒	特別な要件なし	
団体管理型	① 送出し国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ② 日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者		受入れ団体	受入れ企業等
			商工会議所・商工会	会員の中小企業
			中小企業団体	組合員の中小企業
			農業共同組合等	農業を営む組合員
			公益法人等	会員の企業